

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在):近畿地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)													
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の 逡増率(最大/最小)	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H19年度当初まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
滋賀県	25363	水口町	25209	甲賀市	H16.10.1	10	1,155	1.6	口径に応じた基本料金と使用量に応じた超過料金制として合併時に統合する。	1						
滋賀県	25364	土山町														
滋賀県	25365	甲賀町														
滋賀県	25366	甲南町														
滋賀県	25367	信楽町	25210	野洲市	H16.10.1	-	388	2.8	合併年度及び翌年度に限り不均一。H18年度から新料金体系を設定。		1	1				
滋賀県	25342	中主町														
滋賀県	25343	野洲町														
滋賀県	25521	マキノ町	25212	高島市	H17.1.1	10	840	2.3	合併時は現行のとおりとし、H22年度から調整し統一する。H19.4.1から統一。			1	1			
滋賀県	25522	今津町														
滋賀県	25523	朽木村														
滋賀県	25524	安曇川町														
滋賀県	25525	高島町														
滋賀県	25526	新旭町														
滋賀県	25205	八日市市	25213	東近江市	H17.2.11	10	1,350	1.0			1					
滋賀県	25401	永源寺町														
滋賀県	25402	五個荘町														
滋賀県	25421	愛東町														
滋賀県	25422	湖東町														
滋賀県	25461	山東町	25463	米原市	H17.2.14	-	420	1.4	合併時は現行のとおり三町の料金を適用し、H22年度までに調整し統合する。H18.4.1から統一。			1	1			
滋賀県	25462	伊吹町														
滋賀県	25463	米原町														
滋賀県	25463	米原市	25463	米原市	H17.10.1	-	420	1.4	H18.4.1から統一。			1	1			
滋賀県	25464	近江町														
滋賀県	25213	東近江市	25213	東近江市	H18.1.1	10	1,350	1.0	東近江市の施設計画及び財政計画に基づく料金に統一するよう合併後段階的に調整する。			1			1	
滋賀県	25382	蒲生町														
滋賀県	25403	能登川町														
滋賀県	25423	秦荘町														
滋賀県	25424	愛知川町														
滋賀県	25203	長浜市	25203	長浜市	H18.2.13	10	1,050	1.8			1					
滋賀県	25481	浅井町														
滋賀県	25484	びわ町														
滋賀県	25201	大津市	25201	大津市	H18.3.20	10	703	1.9	現行のとおりとし、合併後、速やかに経営計画を作成し、適正な水道料金に統一する。H19.4.1から統一。			1	1			
滋賀県	25301	志賀町														
京都府	26100	京都市	26100	京都市	H17.4.1	10	913	2.1		1						
京都府	26381	京北町														
京都府	26481	峰山町														
京都府	26482	大宮町														
京都府	26501	網野町														
京都府	26502	丹後町														
京都府	26503	弥栄町														
京都府	26521	久美浜町														
京都府	26403	丹波町	26407	京丹波町	H17.10.11	均一	¥990	1.3	現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。		1				1	
京都府	26405	瑞穂町														
京都府	26406	和知町														
京都府	26382	美山町	26213	南丹市	H18.1.1	10	1,400	1.0	当分の間(5年以内)は現行の料金体系とする。新市において事業統合を主とした新たな事業計画を策定するとともに、料金の統一に向け水道審議会に諮り調整する			1				
京都府	26401	園部町														
京都府	26402	八木町														
京都府	26404	日吉町														
京都府	26201	福知山市														
京都府	26421	三和町	26201	福知山市	H18.1.1	8	2,247	1.5	上水道は、福知山市の現行の料金とする。簡易水道・飲料水供給施設は、福知山市の料金を段階的に上げ、三町の料金は三和町を基本に統一し段階的に下げて、H22年度に統一する。		1		1			
京都府	26422	夜久野町														
京都府	26441	大江町														
京都府	26461	加悦町	26465	与謝野町	H18.3.1	10	1,350	1.3	上水道、簡易水道ごとに合併と同時に統一(上水道と簡易水道は統一しない)。		1					
京都府	26462	岩滝町														
京都府	26464	野田川町														
大阪府	27201	堺市	27201	堺市	H17.2.1	-	682	7.1	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に堺市の制度に統一する。			1		1		
大阪府	27385	美原町														

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在):近畿地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)													
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の逡増率(最大/最小)	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H19年度当初まで(統一済)	H19年度以降を予定	H20年度以降を予定	未定
兵庫県	28209	豊岡市	28209	豊岡市	H17.4.1	-	630	4.2	合併の日から統一する。ただし、各市町の現行料金と新料金に10%以上の増減が生じた場合、増減率を10%に固定した料金で3年間措置する。	1						
兵庫県	28541	城崎町														
兵庫県	28542	竹野町														
兵庫県	28544	日高町														
兵庫県	28561	出石町														
兵庫県	28562	但東町														
兵庫県	28213	西脇市	28213	西脇市	H17.10.1	10	1,417	1.8	当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。			1			1	
兵庫県	28364	黒田庄町				10	2,100	1.1								
兵庫県	28215	三木市	29215	三木市	H17.10.24	8	945	1.5	合併時に三木市の制度に統一する。	1						
兵庫県	28321	吉川町														
兵庫県	28661	篠山市	28221	篠山市	H11.4.1	10	1,643	1.4		1						
兵庫県	28664	西紀町														
兵庫県	28665	丹南町														
兵庫県	28666	今田町														
兵庫県	28601	八鹿町	28222	養父市	H16.4.1	10	1,648	1.1	新市に移行後5年を目途に随時調整する。							
						10	1,570	1.1								
						10	483	1.0								
兵庫県	28602	養父町				8	1,365	1.0								
						8	1,890	1.0								
						10	1,260	1.0								
						8	1,155	1.0								
兵庫県	28641	柏原町	28223	丹波市	H16.11.1	5	1,050	1.1	現行のとおりとし、新市において段階的に調整しH23.3.31までに統一を図る。			1			1	
兵庫県	28642	氷上町				8	1,390	1.0								
兵庫県	28643	青垣町				9	2,110	1.0								
兵庫県	28644	春日町				7	1,800	1.3								
						7	1,950	1.0								
兵庫県	28645	山南町				8	1,690	1.0								
兵庫県	28646	市島町				7	1,950	1.3								
兵庫県	28701	緑町	28224	南あわじ市	H17.1.11	-	735	4.7		1						
兵庫県	28702	西淡町														
兵庫県	28703	三原町														
兵庫県	28704	南淡町														
兵庫県	28621	生野町	28225	朝来市	H17.4.1	8	1,229	1.2	和田山町の制度を基に口径別料金制、段階別従量制を採用し、合併時に統一する。ただし、水道事業の健全な運営を図るため、合併後3年目から順次見直しを行う。	1						
兵庫県	28622	和田山町														
兵庫県	28623	山東町														
兵庫県	28624	朝来町														
兵庫県	28521	山崎町														
兵庫県	28523	一宮町	28227	宍粟市	H17.4.1	10	2,415	1.3	簡易水道は、現行のまま新市に引き継ぐものとし、水道事業の健全な運営を図るため、新市発足後5年を目途に調整する。上水道は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。			1			1	
						10	2,625	1.0								
						定額¥550										
兵庫県	28524	波賀町				10	1,365	1.0								
兵庫県	28525	千種町				-	735	1.0								
兵庫県	28441	神崎町	28441	神河町	H17.11.1	10	1,900	1.0	水道料金は左記のとおりとする。	1						
兵庫県	28445	大河内町														
兵庫県	28501	佐用町	28501	佐用町	H17.10.1	10	2,100	1.0		1						
兵庫県	28502	上月町														
兵庫県	28503	南光町														
兵庫県	28504	三日月町														
兵庫県	28543	香住町	28585	香美町	H17.4.1	-	577	1.0	H20年度を目途に統一する方向で調整する。			1			1	
兵庫県	28581	村岡町				10	1,155	1.2								
兵庫県	28583	美方町				10	1,575	1.0								
兵庫県	28211	龍野市	28229	たつの市	H17.10.1	10	787	2.3	龍野市、新宮町(光都地区を除く)料金は当分の間、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市発足後、事業計画を策定して統一を図る。揖保川町(半田地区の一部を除く)御津町の料金はそれぞれの事業主体によるものとする。			1			1	
兵庫県	28461	新宮町				-	1,207	3.0								
兵庫県		(播磨高 原広域事 務組合)				-	735	2.0								
兵庫県	28462	揖保川町				10	630	2.6								
兵庫県	28463	御津町				10	630	2.6								
兵庫県	28582	浜坂町	28586	新温泉町	H17.10.1	10	1,760	1.0	合併後5年を目途に調整する。			1			1	
兵庫県	28584	温泉町				10	940	1.0								
兵庫県	28584	温泉町				8	1,050	1.0								

